

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る 許可申請等の手引

令和7年5月

徳 島 県

この手引は、徳島県内で行われる、一定規模以上の宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事において、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき申請・届出の手続きをする場合の取扱いを定めたものです。

本手引に記載の法令名等は、次のとおり省略しています。

略号	法令等名称
法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
細則	徳島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年徳島県規則第39号）

【目次】

1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可概要	1
1-1	宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	1
1-2	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	2
1-3	許可を要する工事	3
1-4	許可を要しない工事	4
1-5	みなし許可について	7
2	工事の技術的基準及び設計者資格	8
2-1	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の技術的基準	8
2-2	土石の堆積に関する工事の技術的基準	9
2-3	資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	11
3	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請等	12
3-1	住民への事前周知	12
3-2	工事の許可申請書の作成	14
3-3	工事の変更許可申請	25
3-4	申請手数料	26
4	検査・定期報告	28
4-1	中間検査	28
4-2	完了検査	28
4-3	定期報告	28
5	申請手続の流れ	30
6	届出が必要となる工事	32
6-1	特定盛土等規制区域における新規工事	32
6-2	工事の届出書の作成	32
6-3	工事の変更届出	39
6-4	規制区域指定の際、規制区域において行われている工事の届出	40
6-5	擁壁等に関する工事の届出	41
6-6	公共施設用地の転用に関する届出	42
7	その他の手続	42
7-1	法に適合していることを証する書面の交付申請	42
8	手続・様式一覧	44
8-1	許可申請から工事完了までの手続	44
8-2	様式一覧	46
9	許可申請等の手続について	48

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可概要

1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）は盛土等に伴う災害から人命を守るために、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

なお、本手引き内の用語の定義は、以下のとおりです。

【用語の定義】

用語	定義
宅地	農地、採草牧草地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地
農地等	農地、採草牧草地及び森林
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限る。）
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア
工事主	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事施工者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者

1－2 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

県内の規制区域は、徳島県盛土防災ポータルサイトで公開しています。

URL:<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/toshikeikaku/7301763/>

1-3 許可を要する工事

規制区域内で行う一定の規模を超える宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は徳島県知事の許可が必要となります。

なお、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域で許可が必要となる規模等が異なります。

【許可を要する行為】

区域	行為	許可が必要となる盛土・切土の規模
宅地造成等工事規制区域	盛土、切土	<p>①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く） ④崖は生じないが、盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積が500m²超となるもの（①～④を除く）</p>
	土石の堆積（注1）	<p>①堆積の高さが2m超かつ面積が300m²超となるもの ②堆積の面積が500m²超となるもの</p>
特定盛土等規制区域（注2）	盛土、切土	<p>①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時にを行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く） ④崖は生じないが、盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積が3,000m²超となるもの（①～④を除く）</p>
	土石の堆積（注1）	<p>①堆積の高さが5m超かつ面積が1,500m²超となるもの ②堆積の面積が3,000m²超となるもの</p>

注1 土石の堆積の許可期間は5年以内

注2 特定盛土等規制区域内においては、届出が必要になる場合があります。（P32参照）

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 3,000m超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m超 1,500m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 3,000m超 となるもの
イメージ図		

1-4 許可を要しない工事

以下に該当する工事等は盛土規制法の許可は不要です。

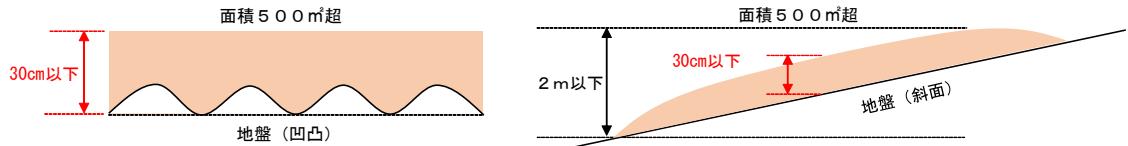
【許可を要しない工事等】

区分	内 容
公共施設用地 (法第2条第1号) (政令第2条) (省令第1条各項) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の要に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用のため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲食用水施設、水産飲食用施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生のおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項、第27条第1項、第30条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> 鉱山保安法に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等) 鉱業法に基づく鉱物採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事等) 採石法に基づく岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等) 砂利採取法に基づく砂利採取(認可を受けた採取計画に係る工事等) 土地改良法に基づく土地改良事業(農業用排水施設の新設等)、土

<p>(政令第5条、第27条、第29条) (省令第8条)</p>	<p>地会長事業に準ずる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置に係る土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壤の搬出又は処理等 ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壤の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体・一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下かつ土地の面積が500m²を超える盛土又は切土であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの（注2） ・高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えないもの ・高さが2m以下かつ土地の面積が500m²を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの（注2） ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注3）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注4）又はその付近（注5）に堆積するもの（注6）
<p>みなし許可となる工事 (法第15条各項、法第34条各項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は都道府県、指定都市若しくは中核都市と許可権者の協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事
<p>その他法の対象とならない行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注7）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないもの、暗きよ排水の新設及び改修等）

注 1 公共工事で発生した残土や公共工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う場合は、許可申請や届出が必要となります。

注 2 標高の差30cmを超えない盛土の考え方については、以下の図のとおりです。地盤の凹凸を均すために、30cmを超える盛土をする場合は許可の対象となります。また、盛土等をする前後の地盤面の「標高の差」とは、同一位置における盛土等の前後の標高差（鉛直方向の厚さ）を示します。



注 3 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注 4 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）についても状況に応じて工事の現場として取り扱います。

注 5 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注 6 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行って下さい。

注 7 営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町村の農業委員会事務局等）に対して許可申請前に相談を行って下さい。

1－5 みなし許可について（法第15条第2項、第34条第2項）

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可を受けて行う開発行為が法の許可を要する規模に該当する場合、当該開発行為は法の許可を受けたものとみなされ、法に基づく中間検査、定期報告が必要になります。（法に基づく許可申請又は届出は不要）

【開発許可によるみなし許可の場合、適用される盛土規制法の規定】

内 容	条 項	盛土規制法	備 考
住民への周知	第11条・第29条	－	
工事の許可 ・ 土地所有者等の同意 ・ 許可公表、通知等	第12条・第30条	－	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	第13条・第31条	適 用	都市計画法第33条第1項第7号により引用
許可証の交付又は不許可の通知	第14条・第33条	－	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	第16条・第35条	－	都市計画法の規定に従う
完了検査等	第17条・第36条	－	都市計画法の規定に従う
中間検査	第18条・第37条	適 用	
定期の報告	第19条・第38条	適 用	
監督処分	第20条・第39条	適 用	
標識の掲示	第49条	適 用	

※徳島市、阿南市、つるぎ町の申請等については、各市町で手続き等を確認してください。

2 工事の技術的基準及び設計者資格

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準及び国の「盛土等防災マニュアル」に従い、盛土、擁壁等の設置その他災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものである必要があります。

2-1 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の技術的基準

詳細については、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講じる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注1）

崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その他の地表水による侵食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

注1 國土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、國土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注2 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第18条）

2-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤面の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2号	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

規制対象の技術的基準

土地の形質の変更(盛土・切土)

イメージ図(盛土)

渓流等における15m超の盛土の場合は、
安定計算を義務付け

水抜き穴・透水層設置

盛士

水抜き穴・透水層設置

Page 1 of 1

19

（序）500W以下，每台100000

↓ 地下水排水管 (暗設)

成才之路·高中数学·必修(第二册)

「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。※2 住宅等の建築物を建築する地盤には崖面崩壊防止施設(鋼製格工等)は設置できません。※3 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地盤面を除きます。

一時的な土石の堆積

イメージ図

空地 土石の堆積を行う区域

期末测试卷

柵等 田

地盤水等による地盤の

緩み等が生じない措置

空地

高さが変化

田柵等

※堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が必要です。※上記は技術的基準を満たす堆積方法の一例であり、施設を設置すること等により空地の確保が不要となる場合もあります。＊目的的には都道府県知事等が定める許可基準や「成土築防災マニュアル」をご確認ください。

2-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

1. 資格を有する者の設計対象工事（法第13条第2項、政令第21条）

- ・高さが5mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置

2. 設計者資格（法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号）

上記1の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間ににおいて授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者
 - ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
 - イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
 - ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
 - エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの
 - オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が政令第22条第1号から第4号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

3 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請等

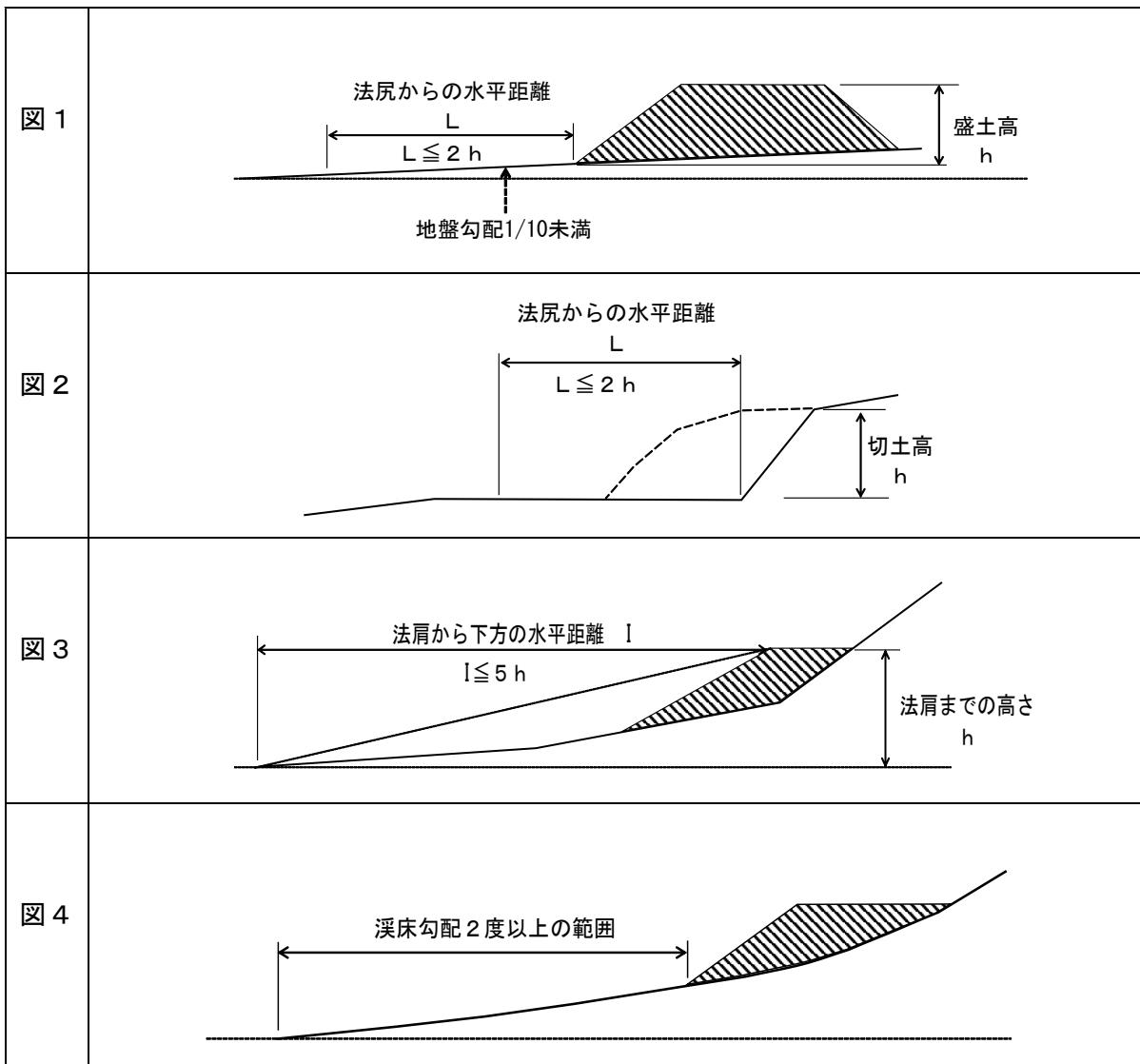
3-1 住民への事前周知

工事主は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請にあたり、あらかじめ工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催、書面の配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により工事の内容を周知する必要があります。

【住民へ周知を行う範囲の考え方】

盛土等の区分	周知を行う範囲の考え方	参考図 (※について)
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	<ul style="list-style-type: none">・盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図Lの範囲）・盛土等を行う土地の隣接地・盛土等を行う土地の境界から水平距離数10メートル程度の範囲・盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲	図1、図2
腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none">・盛土法肩までの高さ h に対して盛土法肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図Iの範囲）・盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50メートル～数百メートル程度の範囲・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	図3
①省令第6条第1項において 住民への周知方法を規定す る溪流等における高さ15メ ートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を 除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除 く） ④腹付け盛土のうち、参考図 Iの範囲に溪流等の溪床が 存在するもの（①及び②を 除く）	<ul style="list-style-type: none">・下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図）・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	図4

【参考図】



【周知する工事の具体的内容】

区分	項目
宅地造成又は特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量

3-2 工事の許可申請書の作成

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し、県の申請窓口へ提出して下さい。

【申請書提出部数】 2部（正本1部、副本1部）

【標準処理期間】

申請書類の補正を指示した日から修正後の書類提出までの期間は事務処理期間に含みません。

許可の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

盛土等を行う行為が法第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第30条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の徳島県盛土防災ポータルサイトの規制区域図から確認して下さい。(様式もダウンロードできます。)

URL:<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/toshikeikaku/7301763/>

1. 宅地造成又は特定盛土等について

【許可申請書の留意事項】

① 「工事主住所氏名」

- ・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者を記載して下さい。

② 「工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者を記載して下さい。

③ 「土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」

- ・申請地内のすべての土地について、地番まで記載して下さい。
- ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内のすべての土地について、地番まで記載して下さい。(筆数が多く記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい。)
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
- ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用して下さい。

④ 「土地の面積」

- ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載して下さい。

⑤ 「盛土のタイプ」

- ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。(複数選択可)

(1) 平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(2) 腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑥ 「土地の地形」

- ・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。(政令第7条第2項第2号、省令第12条)

(1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

(2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が(1)の土地に類する状況を呈している土地

(3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

- ・「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。

⑦ 「工事の概要」

イ. 盛土又は切土の高さ

- ・3頁「許可を要する行為」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。

ロ. 盛土又は切土をする土地の面積

- ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土又は切土をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

ワ. 工程の概要

- ・工程表を添付して下さい。

⑧ 「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

【許可申請に必要な書類】

No.	種類・内容	備考	政省令
1	許可申請書		省令第7条第1項
2	構造計算書	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定 (鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合)	省令第7条第1項第2号
3	地盤、崖面、溪流等における盛土の安定計算書	土質試験その他の調査 試験に基づく地盤の安定計算 (災害が生じるおそれが特に大きい土地において高さ15mを超える盛土をする場合) (擁壁の設置が必要でない崖面の場合)	省令第7条第1項第3号、第4号
4	設計者の資格証明書	次の措置に係る設計を行う場合に提出すること。 ・高さが5mを超える擁壁の設置	省令第7条第1項第5号

		・盛土又は切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設の設置	
5	写真	申請する土地及びその周辺が写ったもの	省令第7条第1項6号
6	<p>申請者の資力・信用に関する書類</p> <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金計画書 ・住民票の写し又は個人番号カード（おもて面）の写し ・直近3年の各年における所得税の納税証明書 <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金計画書 ・法人の現在事項全部証明書 ・役員の住民票の写し又は個人番号カード（おもて面）の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> (1)これらの者の住民票の写し又は個別番号カード（おもて面）の写し (2)当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類 ・直近3年の事業年度の財務諸表の写し ・直近3年の各年度における法人税の納税証明書 ・事業経歴書 	<p>資金計画書には、融資証明書又は残高証明書を添付すること。</p>	省令第7条第1項第7号～第9号
7	<p>工事施行者の工事施行能力を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事経歴書 	法人の現在事項全部証明書及び建設業許可の写しは、提出できる場合に添付すること。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の現在事項全部証明書 ・建設業許可の写し 		
8	妨げとなる権利を有する者の同意書	所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意	省令第7条第1項第10号
9	住民への周知を講じたことを証する書類		省令第6条、第7条第1項第11号
10	申請区域の周辺を含む地図証明書	<p>申請書提出日から3か月以内の発行のものであり、原則として土地登記事項証明書と同一日付のものとすること。</p> <p>申請区域を赤線で明示すること。</p>	
11	土地登記事項証明書	申請書提出日から3か月以内の発行のものであり、原則として全て地図証明書と同一日付のものとすること。	
12	<p>工事主の誓約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないこと及び暴力団員との関係を有しないことの誓約 		
13	その他知事が必要と認めるもの		

【許可申請書に必要な図面】(省令第7条第1項第1項)

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮 尺	備 考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図	方位及び土地の境界	1/2,500以下	等高線は、2mの標高差を示すもの

		線	上	とすること。
3	丈量図	許可申請の対象となる土地の面積	1/500以上	
4	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土及び切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合ができるように番号を付すること。
5	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
6	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
7	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われている崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
8	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置	1/50以上	

		する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法		
9	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並び透水層の位置及び寸法	1/50以上	
11	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
12	その他知事が必要と認めるもの			

2. 土石の堆積について

【許可申請書の留意事項】

- ① 「工事主住所氏名」
 - ・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を実行する者を記載して下さい。
- ② 「工事実行者住所氏名」
 - ・工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を実行する者を記載して下さい。
- ③ 「土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」
 - ・申請地内のすべての土地について、地番まで記載して下さい。（筆数が多く記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい。）
 - ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
 - ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用して下さい。
- ④ 「土地の面積」
 - ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ⑤ 「工事の目的」
 - ・土石の堆積については、土石の出入りが頻繁に行うものや、一過性のもの等の多様な形態が想定されます。特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記載して下さい。特定の工事に付随するものである場合、その工事の期間についても記載して下さい。
- ⑥ 「工事の概要」
 - 土石の堆積を行う土地の面積
 - ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。
 - 工程の概要
 - ・年間の搬入・搬出量等を記載して下さい。
- ⑦ 「土石の堆積の期間」
 - ・土石の堆積に関する工事の期間は5年以内として下さい。許可期間を超える場合は、変更許可の手続が必要となります。
- ⑧ 「その他必要な事項」
 - ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

【許可申請に必要な書類】

No.	種類・内容	備考	政省令
1	許可申請書		
2	構造計算書	措置の内容が適切であることを証する書類 (堆積した土石の崩壊を防止するための措置を行う場合) (土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を行う場合)	省令第7条第2項第2号、第3号
3	写真	申請する土地及びその周辺が写ったもの	省令第7条第2項第4号
4	申請者の資力・信用に関する書類 【個人の場合】 - 資金計画書 - 住民票の写し又は個人番号カード（おもて面）の写し - 直近3年の各年における所得税の納税証明書 【法人の場合】 - 資金計画書 - 法人の現在事項全部証明書 - 役員の住民票の写し又は個人番号カード（おもて面）の写し - 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 (1) これらの者の住民票の写し又は個別番号カード（おもて面）の写し (2) 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者とした出資の金額が確認できる書類	資金計画書には、融資証明書又は残高証明書を添付すること。	省令第7条第2項第5号～第7号

	<ul style="list-style-type: none"> 直近3年の事業年度の財務諸表の写し 直近3年の各年度における法人税の納税証明書 事業経歴書 		
5	<p>工事施行者の工事施行能力を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事経歴書 法人の現在事項全部証明書 建設業許可の写し 	法人の現在事項全部証明書及び建設業許可の写しは、提出できる場合に添付すること。	
6	妨げとなる権利を有する者の同意書	所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意	省令第7条第2項第8号
7	住民への周知を講じたことを証する書類		省令第6条、第7条第2項第9号
8	申請区域の周辺を含む地図証明書	<p>申請書提出日から3か月以内の発行のものであり、原則として土地登記事項証明書と同一日付のものとすること。</p> <p>申請区域を赤線で明示すること。</p>	
9	土地登記事項証明書	申請書提出日から3か月以内の発行のものであり、原則として全て地図証明書と同一日付のものとすること。	
10	<p>工事主の誓約書</p> <ul style="list-style-type: none"> 破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないこと及び暴力団員との関係を有しないことの誓約 		
11	その他知事が必要と認めるもの		

【許可申請に必要な図面】(省令第7条第2項第1号)

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
3	丈量図	許可申請の対象となる土地の面積	1/500以上	
4	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有效地に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
5	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	
6	その他知事が必要と認めるもの			

3-3 工事の変更許可申請（法第16条、第35条）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、許可に係る工事の計画を変更する場合、徳島県知事の変更許可が必要となります。

工事の変更許可申請書は、次の要領で作成し、県の申請窓口へ提出して下さい。

【申請書提出部数】 2部（正本1部、副本1部）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可申請書作成にあたっての留意点

工事の計画を変更する場合は、変更前後が分かるように当初計画図面等の資料を添付して下さい。

軽微な変更の場合は、変更許可を必要としませんが、その変更内容について徳島県知事に届出を行う必要があります。

【軽微な変更の内容】

区分	内容
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	<ul style="list-style-type: none">工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更（注1）工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
土石の堆積に関する工事	<ul style="list-style-type: none">工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更（注1）工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 (当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

注1 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所（以下「氏名等」という。）の変更とは、当初の許可申請書に記載のある工事主、設計者又は工事施行者の氏名等の変更をいいます。

3-4 申請手数料

県証紙を申請書の所定の場所（場所が足りない場合は申請書裏）に貼付して納入してください。

令和7年3月18日現在の手数料の額（徳島県県土整備関係手数料条例）

（1）宅地造成又は特定盛土等

①許可申請手数料

申請区域の面積	許可	中間検査
500m ² 以内	15,000円	5,000円
500m ² 超 1,000m ² 以内	26,000円	5,000円
1,000m ² 超 2,000m ² 以内	37,000円	5,000円
2,000m ² 超 3,000m ² 以内	56,000円	5,000円
3,000m ² 超 5,000m ² 以内	70,000円	5,000円
5,000m ² 超 10,000m ² 以内	94,000円	5,000円
10,000m ² 超 20,000m ² 以内	140,000円	5,000円
20,000m ² 超 40,000m ² 以内	230,000円	10,000円
40,000m ² 超 70,000m ² 以内	360,000円	20,000円
70,000m ² 超 100,000m ² 以内	520,000円	35,000円
100,000m ² 超	680,000円	50,000円

②変更許可申請手数料

下表のイ、ロ、ハの合計額。ただし、63万円を限度とする。	
内容	手数料の額
イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更（ロのみに該当する場合を除く。）	盛土等をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土等をする土地の面積、盛土等をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土等をする土地の面積）に応じ許可の申請に対する審査に要する手数料の額に十分の一を乗じて得た額
ロ 新たな土地が開発区域に編入される場合	新たに編入される盛土等をする土地の面積に応じ許可の申請に対する審査に要する手数料の額
ハ その他の変更	10,000円

(2) 土石の堆積

①許可申請手数料

申請区域の面積	許 可
500m ² 以内	11,000円
500m ² 超 1,000m ² 以内	13,000円
1,000m ² 超 2,000m ² 以内	16,000円
2,000m ² 超 3,000m ² 以内	19,000円
3,000m ² 超 5,000m ² 以内	28,000円
5,000m ² 超 10,000m ² 以内	31,000円
10,000m ² 超 20,000m ² 以内	38,000円
20,000m ² 超 40,000m ² 以内	52,000円
40,000m ² 超 70,000m ² 以内	72,000円
70,000m ² 超 100,000m ² 以内	108,000円
100,000m ² 超	130,000円

②変更許可申請手数料

下表のイ、ロ、ハの合計額。ただし、13万円を限度とする。	
内容	手数料の額
イ 土石の堆積に関する工事の計画変更（ロのみに該当する場合を除く。）	土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ許可の申請に対する審査に要する手数料の額に十分の一を乗じて得た額
ロ 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る工事の計画変更の場合	新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ許可の申請に対する審査に要する手数料の額
ハ その他の変更	10,000円

4 検査・定期報告

4-1 中間検査（法第18条、第37条）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、次に示す特定工程を含む場合に、工事施行中の中間検査を実施します。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、行うことができません。

（1）中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の対象規模（法第18条第4項、政令第23条）

行為	中間検査が必要な規模
宅地造成又は特定盛土等	<ul style="list-style-type: none">①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの③盛土と切土を同時にを行う場合で、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）④崖は生じないが、盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）⑤盛土又は切土をする面積が3,000m²超となるもの（①～④を除く）

（2）中間検査が必要な特定工程

- ① 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程
- ② ①の排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程

（3）中間検査の申請期間（省令第45条、第75条）

特定工程に係る工事が完了した日から4日以内に申請して下さい。

4-2 完了検査（法第17条、第36条）

工事完了後、当該工事が許可基準に適合しているか確認するため、完了検査を実施します。完了検査の申請期間は、工事が完了した日から4日以内です。

4-3 定期報告（法第19条、第38条）

工事の許可を受けた者は、次表に示す宅地造成等に関する工事の実施状況について、3か月ごとに徳島県知事に報告しなければなりません。

(1) 定期報告の対象規模

行為	定期報告が必要な規模
宅地造成又は特定盛土等 (中間検査の対象規模と同じ)	①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時にい、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④崖は生じないが、盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積が3,000m ² 超となるもの(①～④を除く)
土石の堆積	①堆積の高さが5m超かつ堆積の面積が1,500m ² 超となるもの ②堆積の面積が3,000m ² 超となるもの

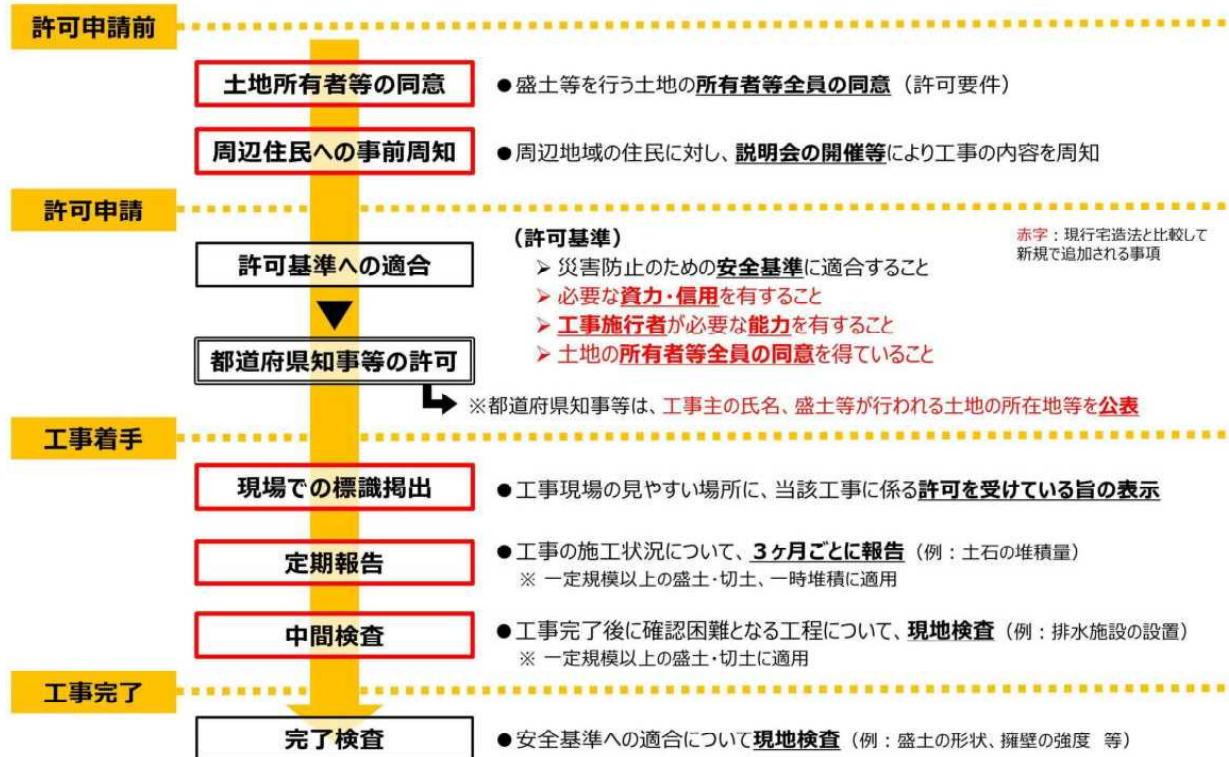
(2) 報告事項

行為	報告事項
宅地造成又は特定盛土等	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土及び切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・工事が施行される土地の所在地 ・工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日(2回目以降に限る) ・報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量 ・報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・工事が施行される土地の所在地 ・工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日(2回目以降に限る) ・報告の時点における土石の堆積の高さ、面積、土量 ・前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量(2回目以降に限る)

(3) 報告の期間(省令第49条、第79条)

許可日から、3か月ごととする。

5 申請手続の流れ



※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識掲出、定期報告、中間検査を除いて不要となる

規制対象行為と必要な手続き

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500m ² 超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000m ² 超 (①～④を除く)	同 左	許可対象すべて
	土石の一時的な堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300m ² 超 ②堆積の面積500m ² 超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 ②堆積の面積3,000m ² 超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500m ² 超 (①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の一時的な堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300m ² 超 ②堆積の面積500m ² 超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

	申請者	県	市町村
事前相談	<p>事前相談</p> <p>※許可の要否確認など、必要に応じて行う。</p>	事前相談	
許可申請前	<p>周辺住民への周知 (法第11条、法第29条)</p> <p>地権者等の同意の取得 (法第12条第2項第4号、法第30条第2項第4号)</p>		
許可申請・許可	<p>許可申請書提出 (法第12条第1項、法第30条第1項)</p> <p>許可申請書受理</p> <p>審査</p> <p>許可証交付 (法第14条第2項、法第33条第2項)</p> <p>許可事項の公表 (法第12条第4項、法第30条第4項)</p> <p>関係市町村長へ通知 (法第12条第4項、法第30条第4項)</p> <p>許可証受理</p> <p>※変更許可申請も同様の流れとする。</p>	<p>許可申請書受理</p> <p>審査</p> <p>許可証交付 (法第14条第2項、法第33条第2項)</p> <p>許可事項の公表 (法第12条第4項、法第30条第4項)</p> <p>関係市町村長へ通知 (法第12条第4項、法第30条第4項)</p> <p>通知受理</p>	
工事施工	<p>標識設置 (法第49条)</p> <p>工事着手届提出</p> <p>工事着手届受理</p> <p>中間検査申請書提出 (法第18条第1項、法第37条第1項)</p> <p>中間検査申請書受理</p> <p>中間検査</p> <p>合格証交付 (法第18条第2項、法第37条第2項)</p> <p>合格証受理</p> <p>定期報告書提出 (3ヶ月ごと)</p> <p>報告書受理 (法第19条第1項、法第38条第1項)</p>	<p>中間検査申請書受理</p> <p>中間検査</p> <p>合格証交付 (法第18条第2項、法第37条第2項)</p> <p>合格証受理</p> <p>定期報告書提出 (3ヶ月ごと)</p> <p>報告書受理 (法第19条第1項、法第38条第1項)</p>	<p>土石の堆積は対象外</p> <p>特定工程ごとに繰り返し</p>
工事完了	<p>完了検査申請書提出 (法第17条第1項、法第36条第1項)</p> <p>完了検査申請書受理</p> <p>完了検査</p> <p>検査済証交付 (法第17条第2項、法第36条第2項)</p> <p>検査済証受理</p> <p>関係市町村長へ通知 (法第17条第2項、法第36条第2項)</p>	<p>完了検査</p> <p>検査済証交付 (法第17条第2項、法第36条第2項)</p> <p>関係市町村長へ通知 (法第17条第2項、法第36条第2項)</p>	<p>土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える。</p> <p>通知受理</p>

6 届出が必要となる工事

6-1 特定盛土等規制区域における新規工事（法第27条第1項）

特定盛土等規制区域において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち、許可申請が必要規模には至らないが、次表の規模に該当する工事については、工事に着手する30日前までに徳島県知事に届出を行う必要があります。

【届出が必要な工事】

区域	行為	届出が必要となる盛土・切土の規模
特定盛土等規制区域	宅地造成又は特定盛土等	<p>①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く） ④崖は生じないが、盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積が500m²超となるもの（①～④を除く）</p>
	土石の堆積	<p>①堆積の高さが2m超かつ面積が300m²超となるもの ②堆積の面積が500m²超となるもの</p>

6-2 工事の届出書の作成

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書は、次の要領で作成し、県の申請窓口へ提出して下さい。

ただし、第30条第1項の許可、第35条第1項の変更許可、第35条第2項の届出及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

【届出書提出部数】 1部（正本1部）

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書作成にあたっての留意点

盛土等を行う行為が法第27条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の徳島県盛土防災ポータルサイトの規制区域図から確認して下さい。

URL: <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/toshikeikaku/7301763/>

1. 特定盛土等について

【届出書の留意事項】

- ① 「工事主住所氏名」
 - ・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者を記載して下さい。
- ② 「工事施行者住所氏名」
 - ・工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者を記載して下さい。
- ③ 「土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」
 - ・届出地内のすべての土地について、地番まで記載して下さい。（筆数が多く記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい。）
 - ・代表地点の緯度経度は届出地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
 - ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用して下さい。
- ④ 「土地の面積」
 - ・届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ⑤ 「盛土のタイプ」
 - ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）
 - (1) 平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - (2) 腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - (3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑥ 「盛土又は切土の高さ」
 - ・33頁「届出が必要な工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。
- ⑦ 「盛土又は切土をする土地の面積」
 - ・届出の対象となる土地の面積、即ち、盛土又は切土をする土地の面積となります。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に必要な図書は、次のとおりです。

【届出に必要な書類】

No.	種類・内容	備考	政省令
1	特定盛土等に関する工事の届出書		
2	写真	届出する土地及びその周辺が写つたもの	省令第7条第1項第6号
3	届出者の資力・信用に関する書類 【個人の場合】 ・住民票の写し又は個人番号カード（おもて面）の写し 【法人の場合】 ・法人の現在事項全部証明書 ・役員の住民票の写し又は個人番号カード（おもて面）の写し		省令第7条第1項第7号、第8号
4	届出区域の周辺を含む地図証明書	届出書提出日から3か月以内の発行のものであり、原則として土地登記事項証明書と同一日付のものとすること。 届出区域を赤線で明示すること。	
5	土地登記事項証明書	届出書提出日から3か月以内の発行のものであり、原則として全て地図証明書と同一日付のものとすること。	
6	その他知事が必要と認めるもの		

【届出に必要な図面】(省令第7条第1項第1号)

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
3	丈量図	許可申請の対象となる土地の面積	1/500以上	
4	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土及び切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、届出書と照合ができるように番号を付すること。
5	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
6	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
7	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、	1/50以上	擁壁で覆われている崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。

		盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法		
8	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
9	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並び透水層の位置及び寸法	1/50以上	
11	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
12	その他知事が必要と認めるもの			

2. 土石の堆積について

【届出書の留意事項】

- ① 「工事主住所氏名」
 - ・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者を記載して下さい。
- ② 「工事施行者住所氏名」
 - ・工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者を記載して下さい。
- ③ 「土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」
 - ・届出地内のすべての土地について、地番まで記載して下さい。（筆数が多く記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい。）
 - ・代表地点の緯度経度は届出地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
 - ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用して下さい。
- ④ 「土地の面積」
 - ・届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ⑤ 「土石の堆積を行う土地の面積」
 - ・届出の対象となる土地の面積、即ち、土石の堆積をする土地の面積となります。
- ⑥ 「土石の堆積の期間」
 - ・土石の堆積に関する工事の期間は5年以内として下さい。工事期間を超える場合は、変更届出の手續が必要となります。

土石の堆積に関する工事の届出に必要な図書は、次のとおりです。

【届出に必要な書類】

No.	種類・内容	備考	政省令
1	土石の堆積に関する工事の届出書		
2	写真	届出する土地及びその周辺が写つたもの	省令第7条第2項第4号
3	届出者の資力・信用に関する書類 【個人の場合】 ・住民票の写し又は個人番号カード（おもて面）の写し 【法人の場合】 ・法人の現在事項全部証明書 ・役員の住民票の写し又は個人番号カード（おもて面）の写し		省令第7条第2項第5号、第6号
4	届出区域の周辺を含む地図証明書	届出書提出日から3か月以内の発行のものであり、原則として土地登記事項証明書と同一日付のものとすること。 届出区域を赤線で明示すること。	
5	土地登記事項証明書	届出書提出日から3か月以内の発行のものであり、原則として全て地図証明書と同一日付のものとすること。	
6	その他知事が必要と認めるもの		

【届出に必要な図面】(省令第7条第2項第1号)

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
3	丈量図	許可申請の対象となる土地の面積	1/500以上	
4	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有效地に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、届出書と照合できるように番号を付すること。
5	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	
6	その他知事が必要と認めるもの			

※届出を受理したときは、工事の名称等を公表するとともに、関係市町村長に通知します。

6-3 工事の変更届出（法第28条第1項）

特定盛土等規制区域における新規工事については軽微な変更の取り扱いはないため、当初の届出書に記載のある工事主、設計者又は工事施行者の氏名の変更等も含め手続きが必要となります。

6-4 規制区域指定の際、規制区域内において行われている工事の届出

(法第21条第1項、第40条第1項)

規制区域指定の際（令和7年5月1日）に、規制区域内において既に行われている宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、指定があった日から21日以内に当該工事について徳島県知事に届出を行う必要があります。

【届出が必要な工事の規模】

行 為	届出が必要となる盛土・切土の規模
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く) ④崖は生じないが、盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積が500m ² 超となるもの (①～④を除く)
土石の堆積	①堆積の高さが2m超かつ面積が300m ² 超となるもの ②堆積の面積が500m ² 超となるもの

工事の規模について、定期報告が必要な対象規模を超える場合（P. 29参照）は、届出書に以下の図面等を添付して下さい。

【届出に必要な図面】（省令第52条第2項、第4項）

No.	図面の種類	明示すべき事項	備 考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
3	土地の平面図	【宅地造成、特定盛土等】 縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を附すること。

		【土石の堆積】 縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上
5	写真		届出する土地及びその周辺の状況を明らかにする写真
6	その他知事が必要と認めるもの		

※届出を受理したときは、工事の名称等を公表するとともに、関係市町村長に通知します。

6-5 擁壁等に関する工事の届出

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において次の工事を行う場合、法第21条第3項又は第40条第3項に基づき、次の要領で届出書を作成し、徳島県知事に届出を行う必要があります。

ただし、法第12条第1項又は第30条第1項の許可、法第16条第1項又は第35条第1項の変更許可、第16条第2項、第27条第1項、第28条第1項又は第35条第2項の届出及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

工事の内容	提出期日	様式	備考
次の全部又は一部の除去工事を行う場合 ①高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工事に着手する日の14日前まで	【省令】 様式第十七	法第21条第3項、第40条第3項、政令第26条各項、第34条

6－6 公共施設用地の転用に関する届出

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、法第21条第4項又は第40条第4項に基づき、次の要領で届出書を作成し、徳島県知事に届出を行う必要があります。

ただし、法第12条第1項又は第30条第1項の許可、法第16条第1項又は第35条第1項の変更許可、第16条第2項、第27条第1項、第28条第1項又は第35条第2項の届出及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

内 容	提出期日	様 式	備 考
公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から14日以内	【省令】 様式第十八	法第21条第4項、第40条第4号

7 その他の手続き

7－1 法に適合していることを証する書面の交付申請（省令第88条）

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において、建築基準法第6条第1項等の規定による確認済証の交付を受けようとする場合、又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定を受けようとする場合、その計画が盛土規制法の規定に適合していることを証する書類の添付が必要となる場合があります。

当該証明書類の交付を希望する場合は、以下の書類を県の申請窓口へ提出して下さい。

【申請書提出部数】 2部（正本1部、副本1部）

1. 宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等を証する書面の交付申請

【交付申請に必要な書類】

No.	書類の種類	様 式	備 考
1	交付申請書	【手引】様式第三号	
2	予定建築物の配置図		
3	各階平面図		
4	立面図		
5	その他知事が必要と認めるもの		

2. 宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨を証する書面の交付申請

【交付申請に必要な書類】

No.	書類の種類	様 式	備 考
1	交付申請書	【手引】様式第四号	
2	位置図		
3	地形図		
4	造成計画平面図		
5	造成計画断面図		
6	土地の求積図		
7	盛土・切土の求積図		
8	予定建築物の配置図		
9	各階平面図		
10	立面図		
11	その他知事が必要と認めるもの		

3. 交付申請手数料（省令第88条の規定に基づく適合証明書の交付手数料）

単 位	手数料
1 件につき	400 円

※消費税第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外の
証明書の交付の申請に対する審査にあっては410円

8 手続・様式一覧

8-1 許可申請から工事完了までの手続

		手続きの種類	根拠法令	様式
許可申請・届出（許可後）	当初	宅地造成等に関する工事の許可の申請	法第12条第1項 省令第7条第1項又は第2項	【省令】様式第二又は様式第四
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請	法第30条第1項 省令第63条第1項又は第2項	【省令】様式第二又は様式第四
		宅地造成等に関する工事の許可証の交付	法第14条第2項 省令第36条第1項	【省令】様式第六
	変更	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可証の交付	法第33条第2項 省令第66条第1項	【省令】様式第六
		宅地造成等に関する工事の許可の通知	法第12条第4項	【手引】様式第十号
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の通知	法第30条第4項	【手引】様式第十一号
工事等の届出	当初	宅地造成等に関する工事の変更許可の申請	法第16条第1項 省令第37条第1項又は第2項	【省令】様式第七又は様式第八
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可の申請	法第35条第1項 省令第67条第1項又は第2項	【省令】様式第七又は様式第八
		宅地造成等に関する工事の変更許可の通知	法第16条第3項	【手引】様式第十号
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可の通知	法第35条第3項	【手引】様式第十一号
		宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出	法第16条第2項 細則第4条	【細則】様式第2号
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出	法第35条第2項 細則第10条	【細則】様式第2号
	変更	工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域の指定の際、宅地造成等に関する工事を行っている場合)	法第21条第1項 省令第52条第1項又は第3項	【省令】様式第十五又は様式第十六
		工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域内で、高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法第21条第3項 省令第55条	【省令】様式第十七
		工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法第21条第4項 省令第56条	【省令】様式第十八
		工事等の届出 (特定盛土等規制区域の指定の際、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行っている場合)	法第40条第1項 省令第82条第1項又は第2項	【省令】様式第十五又は様式第十六
	当初	工事等の届出 (特定盛土等規制区域内で、高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法第40条第3項 省令第85条	【省令】様式第十七
		工事等の届出 (特定盛土等規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法第40条第4項 省令第86条	【省令】様式第十八
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出	法第27条第1項 省令第58条第1項又は第2項	【省令】様式第十九又は様式第二十
		宅地造成等に関する工事の届出（法第21条第1項）受理の通知	法第21条第2項	【手引】様式第十二号
	変更	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出（法第40条第1項）受理の通知	法第40条第2項	【手引】様式第十三号
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出（法第27条第1項）受理の通知	法第27条第2項	【手引】様式第十四号
		工事着手の届出	細則第3条又は第9条	【細則】様式第1号
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出	法第28条第1項 省令第61条第1項又は第2項	【省令】様式第二十一又は様式第二十二
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出（法第28条第1項）受理の通知	法第28条第3項	【手引】様式第十四号
		届出工事（法第21条第1項）の変更届出	細則第5条	【細則】様式第3号
	変更	届出工事（法第21条第3項）の変更届出	細則第5条	【細則】様式第4号
		届出工事（法第40条第1項）の変更届出	細則第11条	【細則】様式第3号
		届出工事（法第40条第3項）の変更届出	細則第11条	【細則】様式第4号
		宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止の届出	細則第6条	【細則】様式第5号
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止・再開・廃止の届出	細則第12条	【細則】様式第5号

		手続きの種類	根拠法令	様式
協議	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議	法第15条第1項又は第34条第1項	【手引】様式第五号
		土石の堆積に関する工事の協議	法第15条第1項又は第34条第1項	【手引】様式第六号
		協議の同意通知	法第15条第1項又は第34条第1項	【手引】様式第七号
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議	法第16条第3項又は第35条第3項	【手引】様式第八号
		土石の堆積に関する工事の変更協議	法第16条第3項又は第35条第3項	【手引】様式第九号
掲示識	標識の掲示	法第49条 省令第87条第1項又は第2項	【省令】様式第二十三又は 様式第二十四	
中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の申請	法第18条第1項 省令第46条	【省令】様式第十三	
	特定盛土等に関する工事の中間検査の申請	法第37条第1項 省令第76条	【省令】様式第十三	
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証の交付	法第18条第2項 省令第47条	【省令】様式第十四	
	特定盛土等に関する工事の中間検査合格証の交付	法第37条第2項 省令第77条	【省令】様式第十四	
定期報告	宅地造成等に関する工事の定期報告	法第19条第1項 細則第7条第1項又は第2項	【細則】様式第6号又は 様式第7号	
	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告	法第38条第1項 細則第13条第1項又は第2項	【細則】様式第6号又は 様式第7号	
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査の申請	法第17条第1項 省令第40条	【省令】様式第九	
	特定盛土等に関する工事完了の検査の申請	法第36条第1項 省令第70条	【省令】様式第九	
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査済証の交付	法第17条第2項 省令第41条	【省令】様式第十	
	特定盛土等に関する工事完了の検査済証の交付	法第36条第2項 省令第71条	【省令】様式第十	
	土石の堆積に関する工事の確認の申請	法第17条第4項又は第36条第4項 省令第43条又は第72条	【省令】様式第十一	
	土石の堆積に関する工事の確認済証の交付	法第17条第5項又は第36条第5項 省令第44条又は第74条	【省令】様式第十二	

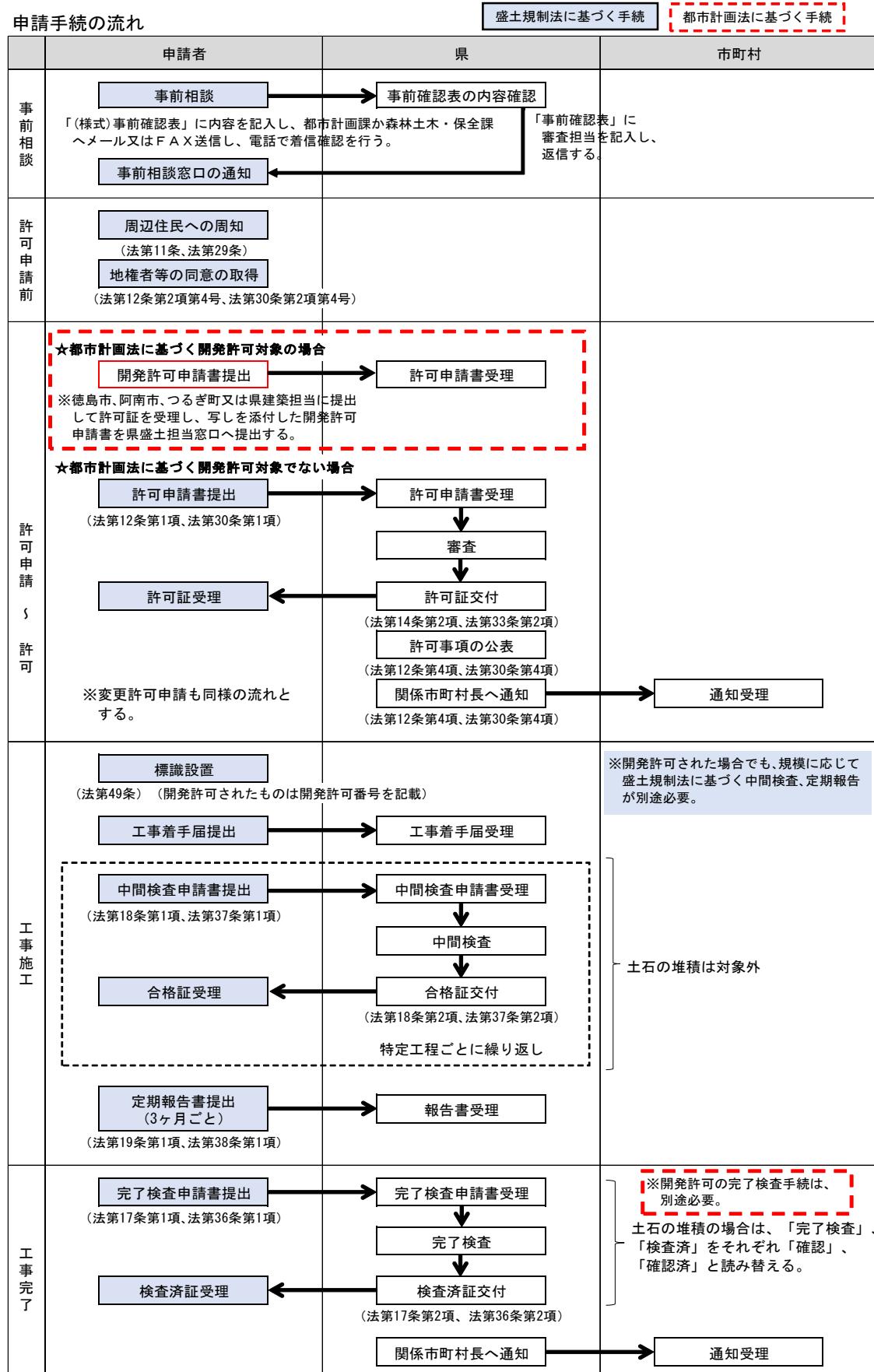
8-2 様式一覧

		様式名称		様式	
許可申請・届出（許可後）	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	省令	様式第二	
		資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	省令	様式第三	
		土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令	様式第四	
		資金計画書（土石の堆積に関する工事）	省令	様式第五	
		工事の許可証	省令	様式第六	
		設計者の資格に関する申告書	手引	様式第一号	
		誓約書	手引	様式第二号	
		宅地造成等に関する工事の許可の通知書（法第12条第4項）	手引	様式第十号	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の通知書（法第30条第4項）	手引	様式第十一号	
		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	省令	様式第七	
工事等の届出	変更	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	省令	様式第八	
		工事の軽微な変更届出書	細則	様式第2号	
		宅地造成等に関する工事の変更許可の通知書（法第16条第3項）	手引	様式第十号	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可の通知書（法第35条第3項）	手引	様式第十一号	
		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	省令	様式第十五	
		土石の堆積に関する工事の届出書	省令	様式第十六	
		擁壁等に関する工事の届出書	省令	様式第十七	
		公共施設用地の転用の届出書	省令	様式第十八	
		特定盛土等に関する工事の届出書	省令	様式第十九	
		土石の堆積に関する工事の届出書	省令	様式第二十	
工事等の届出	当初	工事着手届出書	細則	様式第1号	
		宅地造成等に関する工事の届出受理の通知書（法第21条第2項）	手引	様式第十二号	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出受理の通知書（法第40条第2項）	手引	様式第十三号	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出受理の通知書（法第27条第2項）	手引	様式第十四号	
		特定盛土等に関する工事の変更届出書	省令	様式第二十一	
		土石の堆積に関する工事の変更届出書	省令	様式第二十二	
		届出工事の変更届出書（法第21条第1項）	細則	様式第3号	
		届出工事の変更届出書（法第21条第3項）	細則	様式第4号	
		届出工事の変更届出書（法第40条第1項）	細則	様式第3号	
		届出工事の変更届出書（法第40条第3項）	細則	様式第4号	
	変更	工事の中止・再開・廃止届出書	細則	様式第5号	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出受理の通知書（法第28条第3項）	手引	様式第十四号	

		様式名称	様式	
協議	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	手引	様式第五号
		土石の堆積に関する工事の協議申出書	手引	様式第六号
		設計者の資格に関する申告書	手引	様式第一号
		協議同意通知書	手引	様式第七号
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書	手引	様式第八号
		土石の堆積に関する工事の変更協議申出書	手引	様式第九号
掲示の標識	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	省令	様式第二十三	
	土石の堆積に関する工事の標識	省令	様式第二十四	
中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令	様式第十三	
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証	省令	様式第十四	
定期報告	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	細則	様式第6号	
	土石の堆積に関する工事の定期報告書	細則	様式第7号	
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令	様式第九	
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証	省令	様式第十	
	土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令	様式第十一	
	土石の堆積に関する工事の確認済証	省令	様式第十二	
適合証明	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書	手引	様式第三号	
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書	手引	様式第四号	
他その	委任状	手引	参考様式	

9 許可申請等の手続について

次の「申請手続の流れ」を参考にしてください。



9-1 事前相談

申請者等は、申請区域や工事内容が分かる図面等を準備し、許可の要否確認などの事前相談を、次の手順で行ってください。(県ポータルサイトに貼付の(様式)「事前確認表」を参照)

(1) 都市計画法の開発行為について(※該当項目をチェックしてください)

都市計画法の開発行為に該当 (□徳島市 □阿南市 □つるぎ町 □左記以外の市町村)

開発行為に該当しない

申請期間が3ヶ月以上(定期報告が3ヶ月毎に必要)

中間検査の対象(P. 28参照)

→開発行為に該当すれば、盛土規制法は「みなし許可」となります。ただし、定期報告、

中間検査の対象(P. 28参照)となれば、別途申請等が必要となります。

徳島市、阿南市、つるぎ町における都市計画法の開発行為の場合は、みなし許可の扱いとなるため、各市町に相談してください。(P. 7参照)

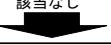
(参考) 都市計画法(開発許可)対象との関係 (盛土規制法の対象は500m²超)

都市 計画 区域	線引 都市 計画 区域	市街化 区域	徳島市、阿南市、吉野川市、石井町	500m ² 未満	500m ² 以上	1,000m ² 以上	3,000m ² 以上	10,000m ² 以上
			鳴門市、小松島市、松茂町、北島町	対象外	対象	全ての開発行為が対象		
	市街化 調整区域	(上記8市町)	全ての開発行為が対象					
	非線引 都市計画区域	美馬市、三好市、牟岐町、美波町、藍住町、つるぎ町		対象外		対象		
都市計画区域外	(上記14市町以外)				対象外	対象		

(注)高さ30cmを超える盛土が対象となる

(2) 盛土規制法に関する確認

「(1) 都市計画法の開発行為への該当」の有無に関わらず、盛土規制法の対象となるか、次のチェックシートにより確認が必要です。

盛土等の施工規模と規制区域					
<土質の形質の変更(盛土・切土)>					
規制区域	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域	<input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域	<input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域	<input type="checkbox"/> ①から⑩	該当なし
施工規模	<input type="checkbox"/> ①盛土で高さ1m超の崖を生ずる <input type="checkbox"/> ②切土で2m超の崖を生ずる <input type="checkbox"/> ③盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超の崖を生ずる <input type="checkbox"/> ④盛土で高さが2m超となる(①③を除く) <input type="checkbox"/> ⑤30cm超の盛土又は切土をする土地の面積が500m ² 超となる		<input type="checkbox"/> ⑥盛土で高さ2m超の崖を生ずる <input type="checkbox"/> ⑦切土で5m超の崖を生ずる <input type="checkbox"/> ⑧盛土と切土を同時にを行い、高さが5m超の崖を生ずる <input type="checkbox"/> ⑨盛土で高さが5m超となる(⑥⑧を除く) <input type="checkbox"/> ⑩30cm超の盛土又は切土をする土地の面積が3,000m ² 超となる		
盛土規制法の手続	許可	届出	許可		不要
<一時的な土石の堆積>					
規制区域	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域	<input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域	<input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域	<input type="checkbox"/> ①から⑩	該当なし
施工規模	<input type="checkbox"/> ①堆積の高さ2m超かつ面積300m ² 超となる <input type="checkbox"/> ②堆積の面積500m ² 超となる		<input type="checkbox"/> ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超となる <input type="checkbox"/> ②堆積の面積3,000m ² 超となる		
盛土規制法の手続	許可	届出	許可		不要

※①から⑩に1つでもチェックが入る場合は、盛土規制法に基づく手続きが必要です。ただし、法令等による許可を要しない工事(公共施設用地や災害の発生のおそれがないと認められる工事、その他の法対象とならない行為等)(手引P. 4参照)や現地の状況等により、対象外となることがあるため、ご不明なことがあれば、ご相談ください。

※チェックシートで施工規模により許可又は届出の手続が必要となった場合でも、法令等による許可を要しない工事(公共施設用地や災害の発生のおそれがないと認められる工事、その他の法対象とならない行為等)(P. 4参照)や現地の状況等により、対象外となることがあるため、ご不明なことがあれば、ご相談ください。

(3) 関係法令等の規制に関して

「とくしま盛土防災情報管理システム」(morido.pref.tokushima.lg.jp/Map/Map)において、申請区域が次の項目に該当するか確認してください。

該当	番号	法令等に基づく区域等	県確認
<input type="checkbox"/>	①	市街化区域（都市計画法の開発行為）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		市街化調整区域（都市計画法の開発行為）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		用途地域等（都市計画法の開発行為）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	②	国土交通省所管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		林野庁所管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		農林水産省農村振興局所管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑤	砂防指定地	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑥	急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑦	盛土等の面積が10,000m ² 超の地域森林計画の対象民有林（保安林以外）の開発（森林法）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑧	宅地造成等工事規制区域	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑨	特定盛土等規制区域	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑩	申請地（行為地） ()	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		※マップ画面左上にある「URL」をクリックし、表示された「この場所のURL」のURLをコピーして、この欄に貼り付けてください。	

※番号は、事務処理の優先順位となります。

※不明なことがあれば、担当課へお尋ねください。

(4) 事前確認表及び申請区域や工事内容が分かる図面等を、都市計画課又は森林・土木保全課にメール又はファックスでお送りください。（送信後には必ず着信の確認を行ってください。）ご不明なことがあれば、必ずお問い合わせください。

内容確認後、審査を担当させていただく「9-2 庁舎・担当」を、ご連絡いたします。
手続き等に関して期限がある場合は、早めの確認をお願いします。

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

担当	メールアドレス	連絡先
県土整備部 都市計画課 盛土防災・事前復興担当	toshikeikakuka @pref.tokushima.lg.jp	電話 088-621-2596 ファクシミリ 088-621-2869
農林水産部 森林土木・保全課 森林保全担当	shinrindobokuhozenko @pref.tokushima.lg.jp	電話 088-621-2450 ファクシミリ 088-621-2891

9-2 審査

①⑧盛土規制法・都市計画法（開発行為）に関するこ

対象市町村	所管庁舎	所在地・連絡先
徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町 佐那河内村、神山町、北島町 藍住町、鳴門市、松茂町、板野町	東部県土整備局 (徳島) 建築指導担当	〒770-0865 徳島市南末広町6-36 電話 088-653-8818、8819
吉野川市、阿波市、石井町、上板町	東部県土整備局 (吉野川) 総務担当	〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1 電話 0883-26-3714、3716

阿南市、那賀町、美波町、牟岐町 海陽町	南部総合県民局 県土整備部（阿南） 企画担当	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話 0884-24-4210
美馬市、つるぎ町	西部総合県民局 県土整備部（美馬） 企画担当	〒778-0002 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話 0883-53-2214
三好市、東みよし町	西部総合県民局 県土整備部（三好） 企画担当	〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話 0883-76-0609

②⑤⑥⑨盛土規制法・砂防法・急傾斜地法・地すべり等防止法(国土交通省所管)に関するこ

対象市町村	所管庁舎	所在地・連絡先
徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町 佐那河内村、神山町、北島町 藍住町	東部県土整備局 (徳島) 河川・砂防管理担当	〒770-0865 徳島市南末広町6-36 電話 088-653-8847
鳴門市、松茂町、板野町	東部県土整備局 (徳島) 鳴門担当	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128 電話 088-684-4581
吉野川市、阿波市、石井町 上板町	東部県土整備局 (吉野川) 施設管理担当	〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1 電話 0883-26-3729
阿南市	南部総合県民局 県土整備部（阿南） 施設管理担当	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話 0884-24-4232
那賀町	南部総合県民局 県土整備部（那賀） 予防保全・管理担当	〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1 電話 0884-62-0219
美波町、牟岐町、海陽町	南部総合県民局 県土整備部（美波） 予防保全・管理担当	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話 0884-74-7461
美馬市、つるぎ町	西部総合県民局 県土整備部（美馬） 予防保全・管理担当	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話 0883-53-2423
三好市、東みよし町	西部総合県民局 県土整備部（三好） 予防保全・管理担当	〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話 0883-76-0618

③盛土規制法・地すべり等防止法(林野庁所管)に関すること

対象市町村	所管庁舎	所在地・連絡先
徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町 佐那河内村、神山町、北島町、 藍住町、鳴門市、松茂町、板野町 上板町、石井町	東部農林水産局 (徳島) 森林土木担当	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地 電話 088-626-892
吉野川市、阿波市	東部農林水産局 (吉野川) 林務担当	〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1 電話 0883-26-3795
那賀町、阿南市	南部総合県民局 農林水産部(那賀) 森林土木担当	〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1 電話 0884-62-3373
美波町、牟岐町、海陽町	南部総合県民局 農林水産部(美波) 林務担当	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話 0884-74-7486
美馬市、つるぎ町	西部総合県民局 農林水産部(美馬) 森林土木担当	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話 0883-53-2321
三好市、東みよし町	西部総合県民局 農林水産部(三好) 森林土木担当	〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話 0883-76-0681

④盛土規制法・地すべり等防止法(農林水産省農村振興局所管)に関すること

対象市町村	所管庁舎	所在地・連絡先
上勝町、佐那河内村、神山町	東部農林水産局 (徳島) 農村整備第二担当	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地 電話 088-626-8560
吉野川市	東部農林水産局 (吉野川) 農村整備担当	〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1 電話 0883-26-3775
那賀町、海陽町	南部総合県民局 農林水産部(美波) 農村保全担当	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話 0884-74-7391
美馬市、つるぎ町	西部総合県民局 農林水産部(美馬) 農村保全担当	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話 0883-53-2280
三好市、東みよし町	西部総合県民局 農林水産部(三好) 農村保全担当	〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話 0883-76-0657

⑦盛土規制法・森林法に関すること

対象市町村	所管庁舎	所在地・連絡先
徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町 佐那河内村、神山町、北島町 藍住町、鳴門市、松茂町、板野町 石井町、上板町	東部農林水産局 (徳島) 林業振興担当	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地 電話 088-626-8588
吉野川市、阿波市	東部農林水産局 (吉野川) 林務担当	〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1 電話 0883-26-3792
那賀町、阿南市	南部総合県民局 農林水産部(那賀) 林業振興担当	〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1 電話 0884-62-3371
美波町、牟岐町、海陽町	南部総合県民局 農林水産部(美波) 林務担当	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話 0884-74-7359
美馬市、つるぎ町	西部総合県民局 農林水産部(美馬) 林業振興担当	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話 0883-53-2273
三好市、東みよし町	西部総合県民局 農林水産部(三好) 林業振興担当	〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話 0883-76-0673

その他

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

概要	担当	連絡先
盛土規制法・都市計画法(開発行為)に関すること	県土整備部 都市計画課 盛土防災・事前復興担当	088-621-2596
盛土規制法・砂防法・急傾斜地法・地すべり等防止法(国土交通省所管)に関すること	県土整備部 砂防防災課 警戒対策・管理担当	088-621-2540
盛土規制法・地すべり等防止法(林野庁所管)に関すること	農林水産部 森林土木・保全課 森林土木担当	088-621-2485
盛土規制法・森林法に関すること	農林水産部 森林土木・保全課 森林保全担当	088-621-2450
盛土規制法・地すべり等防止法(農林水産省農村振興局所管)に関すること	農林水産部 生産基盤課 農地防災担当	088-621-2442

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <small>〔第12条第1項〕</small> <small>〔第30条第1項〕</small> の規定により、許可を申請します。		※手数料欄				
年 月 日 殿		申請者 氏名				
工事の概要	1 工事主住所 氏名 (法人役員住所氏名)	()				
	2 設計者住所 氏名					
	3 工事施行者住所 氏名					
	4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)				
	5 土地の面積				平方メートル	
	6 工事着手前の土地利用状況					
	7 工事完了後の土地利用					
	8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
	9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
	イ 盛土又は切土の高さ				メートル	
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積				平方メートル	
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル			
		切土	立方メートル			
	10 工事の概要	二擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長		
			メートル	メートル		
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長		
			センチ	メートル		
			メートル			
ト 崖面の保護の方法						
チ 崖面以外の地表面の保護の方法						

リ 工事中の危害防止のための措置			
ヌ その他の措置			
ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ワ 工程の概要			
11 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>10 本申請書及び添付書類に記載された個人情報は、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用します。</p>			

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収入	自己資金	
	借入金	
	○○○	
	処分収入	
	○○○	
	補助負担金	
支出	○○○	
	○○○	
	計	
支出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	○○○	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	○○○	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

年度 科目		年度	年度		年度	計
支 出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 借入償還金 ○○○ 計					
取 入	自己資金 借入金 ○○○ 処分収入 ○○○ 補助負担金 ○○○ ○○○ 計					
借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <small>〔第12条第1項〕</small> <small>〔第30条第1項〕</small> の規定により、許可を申請します。		※手数料欄
年 月 日 殿		申請者 氏名
1	工事主住所 氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所 氏名	
3	工事施行者住所 氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
工 事 の 概 要	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号 空地の幅 メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日

工 程 の 概 要			
8 その他の必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事実行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>8 本申請書及び添付書類に記載された個人情報は、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用します。</p>			

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収入	自己資金	
	借入金	
	○○○	
	処分収入	
	○○○	
	補助負担金	
	○○○	
支出	○○○	
	計	
	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	○○○	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	○○○	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

年度 科目		年度	年度		年度	計
支出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 借入償還金 ○○○ 計					
収入	自己資金 借入金 ○○○ 処分収入 ○○○ 補助負担金 ○○○ ○○○ 計					
借入金の借入先						

様式第六

許可証

第 号
年 月 日

徳島県知事 印

宅地造成及び特定盛土等規制法 第14条第2項（第16条第3項において準用する場合）
第33条第2項（第35条第3項において準用する場合）

を含む。) } の規定により、下記の条件を付して許可する。
を含む。) }

1 工事をする土地の所在地 及び地番	
2 工 事 主 住 所 氏 名	
3 許 可 番 号	第 号
4 許 可 対 象 行 為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 許 可 期 間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条 件	

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <small>〔第16条第1項〕</small> <small>〔第35条第1項〕</small> の規定により、変更の 許可を申請します。		※手数料欄			
年 月 日 殿		申請者 氏名			
1 工事主住所 氏名 (法人役員住所氏名) ()					
2 設計者住所 氏名					
3 工事施行者住所 氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)					
5 土地の面積 平方メートル					
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土					
9 土地の地形 溪流等への該当 有・無					
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ メートル				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積 平方メートル				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	10 二擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ	メートル	
			メートル		
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面の保護の方法					

リ 工事中の危害防止のための措置			
ヌ その他の措置			
ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ワ 工程の概要			
11 その他必要な事項			
12 変更の理由			
13 許可番号	第 号		
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事実行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならぬ工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を実行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>10 本申請書及び添付書類に記載された個人情報は、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用します。</p>			

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第1項 第35条第1項 の規定により、変更の 許可を申請します。		※手数料欄	
年 月 日 殿			
申請者 氏名			
1 工事主住所 氏名 (法人役員住所 氏名) ()			
2 設計者住所 氏名			
3 工事施行者住所 氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)			
5 土地の面積 平方メートル			
6 工事の目的			
7 工事の概要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積 平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量 立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		

ワ	工事完了予定年月日	年 月 日		
	工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	許 可 番 号	第 号		
※受 付 欄		※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名		係員氏名		
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>8 本申請書及び添付書類に記載された個人情報は、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用します。</p>				

様式第九

※ 受付欄
年月日
第号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第17条第1項〕 〔第36条第1項〕 の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

徳島県知事 印

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法 第13条第1項 第31条第1項 の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地 及び地番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	

様式第十一

※ 受付欄
年月日
第号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第17条第4項〕 〔第36条第4項〕 の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号
年 月 日

徳島県知事 印

下記の土石の堆積に係る工事について、
$$\left. \begin{array}{l} \text{第17条第4項} \\ \text{第36条第4項} \end{array} \right\}$$
 の規定による確認の結果、
堆積されていた全ての土石が除去されたことを証明する。

1 訸 可 番 号	第 号
2 訸 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地 及び地番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 檢 査 年 月 日	年 月 日
6 確 認 員 職 氏 名	

※ 受付欄
年月日
第号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年月日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第18条第1項 第37条第1項 の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番号	第 号	第 号
交付年月日	年 月 日	年 月 日	
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定期年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号
年 月 日

徳島県知事 印

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、
宅地造成及び特定盛土等規制法
$$\left. \begin{array}{l} \text{第13条第1項} \\ \text{第31条第1項} \end{array} \right\}$$
の規定に適合していることを証明する。

1 訸 可 番 号	第 号	
2 訸 可 年 月 日	年 月 日	
3 工事をしている土地の所在地 及び地番		
4 工 事 主 住 所 氏 名		
5 中 間 檢 査 年 月 日	年 月 日	
6 中 間 檢 査 の 対 象	検 査 実 施 回	第 回
	特 定 工 程	
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日
7 檢 査 員 職 氏 名		

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第21条第1項〕 〔第40条第1項〕 の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名			
2 工事をしている土地の 所 在 地 及 び 地 番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
3 工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	平方メートル		
4 盛 土 の タ イ プ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土		
5 盛土又は切土の高さ	メートル		
6 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	平方メートル		
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル	
	切 土	立方メートル	
8 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日		
9 工事完了予定年月日	年 月 日		
10 工 事 の 進 捗 状 況			

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 4 本届出書及び添付書類に記載された個人情報は、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び届出情報の公表に利用します。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 **〔第21条第1項〕** **〔第40条第1項〕** の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所 在 地 及 び 地 番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	平方メートル
4 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 高 さ	メートル
5 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル
6 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量	立方メートル
7 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工 事 の 進 捗 状 況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 本届出書及び添付書類に記載された個人情報は、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び届出情報の公表に利用します。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第 21 条第 3 項 第 40 条第 3 項 の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在地及び地番	
2 行おうとする工事の種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第4項 第40条第4項 の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()				
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
			センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
〔注意〕				
1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。				
2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。				
3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。				
4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。				
5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。				
6 9 欄は、渓流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。				
7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				
8 本届出書及び添付書類に記載された個人情報は、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び届出情報の公表に利用します。				

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)				
2 設 計 者 住 所 氏 名				
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度 : 度 分 秒、 経度 : 度 分 秒)			
5 土 地 の 面 積	平方メートル			
6 工 事 の 目 的				
工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	ト 空 地 の 設 置	番 号	空地の幅	
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		メートル		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止のための措置				
ル そ の 他 の 措 置				
ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日		年	月	日
ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日		年	月	日
カ 工 程 の 概 要				

8 そ の 他 必 要 な 事 項

〔注意〕

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
- 7 本届出書及び添付書類に記載された個人情報は、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び届出情報の公表に利用いたします。

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1 工事主住所 氏名 (法人役員住所 氏名)					
2 設計者住所 氏名					
3 工事施行者住所 氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチメートル	メートル	
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面の保護の方法					

リ	工事中の危害防止のための措置	
ヌ	そ の 他 の 措 置	
ル	工事着手予定年月日	年 月 日
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日
ワ	工 程 の 概 要	
11	そ の 他 必 要 な 事 項	
12	変 更 の 理 由	
〔注意〕		
1	届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。	
2	1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。	
3	3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。	
4	4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。	
5	8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。	
6	9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。	
7	11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。	
8	本届出書及び添付書類に記載された個人情報は、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び届出情報の公表に利用します。	

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)			
2 設 計 者 住 所 氏 名			
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土 地 の 面 積	平方メートル		
6 工 事 の 目 的			
イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
7 工 事 の 概 要 ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
ト 空 地 の 設 置	番 号	空地の幅	
		メートル	
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル そ の 他 の 措 置			
ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年	月	日
ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年	月	日
カ 工 程 の 概 要			

8 そ の 他 必 要 な 事 項	
9 変 更 の 理 由	
〔注意〕	
1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。	
2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。	
3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。	
4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。	
5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。	
6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。	
7 本届出書及び添付書類に記載された個人情報は、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び届出情報の公表に利用いたします。	

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90 センチメートル以上 {宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識			
1	工事主の住所氏名	見取図	
2	許可番号	第号	
3	許可又は届出年月日	年月日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
9	工事着手予定年月日	年月日	
10	工事完了予定年月日	年月日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		
70 センチメートル以上 50 センチメートル以上			

[注意]

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			見取図
1	工事主の住所氏名		
2	許可番号	第号	
3	許可又は届出年月日	年月日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年月日	
10	工事完了予定年月日	年月日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

50センチメートル以上

[注意]

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第1号（第3条、第9条関係）

工事着手届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔宅地造成等に関する工事
特定盛土等又は土石の堆積に関する工事
特定盛土等規制法施行細則〔第3条
第9条〕〕に次のとおり着手したので、宅地造成及び
特定盛土等規制法施行細則の規定により、届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
工事が施行される土地の所在地		
着手年月日	年 月 日	

備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号 (第4条、第10条関係)

工事の軽微な変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法
工事
の堆積に関する工事

〔 第16条第2項
第35条第2項 〕 の規定により、
宅地造成等に関する
特定盛土等又は土石
の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事が施行される土地の所在地	
変更事項	
変更理由	

備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第3号（第5条、第11条関係）

届出工事の変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法
に関する工事

又は土石の堆積に関する工事

法施行細則

〔 第5条第1項
第11条第1項 〕

〔 第21条第1項
第40条第1項 〕

の規定により届け出た

〔 宅地造成等
特定盛土等 〕

を次のとおり変更したいので、宅地造成及び特定盛土等規制
の規定により、届け出ます。

最初に届け出た年月日	
工事が施行される土地の所在地	
工事が施行される土地の面積	
変更事項	
変更理由	

備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号（第5条、第11条関係）

届出工事の変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第21条第3項} \\ \text{第40条第3項} \end{array} \right\}$ の規定により届け出た擁壁等に関する
工事を次のとおり変更したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第5条第2項} \\ \text{第11条第2項} \end{array} \right\}$
の規定により、届け出ます。

最初に届け出た年月日	
工事が施行される土地の所在地	
施行しようとする工事の種類及び内容	
変更事項	
変更理由	

備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第5号（第6条、第12条関係）

工事の中止・再開・廃止届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔宅地造成等に関する工事等
特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等
造成及び特定盛土等規制法施行細則
第6条
第12条〕 を次のとおり〔中止
再開
廃止〕したいので、宅地の規定により、届け出ます。

許可年月日及び許可番号 又は届出年月日	年 月 日 第 号
理 由	
工事進捗状況及び防災措置	

備考 不要の文字は、抹消すること。

参考様式

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法
特定盛土等に関する工事
宅地造成又は特定盛土等に
〔 第 19 条第 1 項 第 38 条第 1 項 〕 の規定により、〔 第 1 回 第 2 回 第 3 回 第 4 回 〕 について、次のとおり報告します。
関する工事

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第 1 回 年 月 日	第 2 回 年 月 日	第 3 回 年 月 日	第 4 回 年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m^2	m^2	m^2	m^2
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m^3	m^3	m^3	m^3
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施工状況				
9 拥壁の床堀りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する暗渠の配置を完了したときの状況				

備考

- 1 工事主が法人の場合には、1欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 第5回以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 3 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

参考様式

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第19条第1項} \\ \text{第38条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、土石の堆積に
関する工事について、次のとおり報告します。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回	第2回	第3回	第4回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m^2	m^2	m^2	m^2
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m^3	m^3	m^3	m^3
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量	m^3	m^3	m^3	m^3
9 地下に埋設する暗渠の配置を完了したときの状況				

備考

- 1 工事主が法人の場合には、1欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 第5回以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 3 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（土石の堆積の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

様式第8号（第14条関係）

（表）

		第	号
身 分 証 明 書			
所 属			
職 名			
氏 名			
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定による基礎調査のための土地の立入り等の権限、同法第6条第1項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の権限並びに同法第24条第1項及び第43条第1項の規定による立入検査の権限を有する職員であることを証明する。			
有効期限	年	月	日発行
	年	月	日まで
徳島県知事			印

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）

（基礎調査のための土地の立入り等）

第5条 都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。）は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2～5 (略)

（基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等）

第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2・3 (略)

（証明書等の携帯）

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（立入検査）

第43条 都道府県知事は、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

設計者の資格に関する申告書

宅地造成及び特定盛土等規制法第13条及び第31条に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者氏名

印

1 設計者の氏名					
2 設計者の現住所					
3 最終学歴	学校名	学部・科名	修業年限	卒業・中退の別	
4 資格、免許等					
5 実務経験	勤務先又は工事名	職務内容	期間	年数	合計
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
※ 審査欄		該当号 施行令第22条 第1号・第2号・第3号・第4号・第5号			

備考 1 申請者が法人である場合においては、申請者の氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 申請者氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。
 3 ※印のある欄は、記載しないこと。
 4 「最終学歴」欄の最終学校の卒業証明書等を添付すること。
 5 「資格、免許等」の欄の資格、免許等については、これらを有することを証明する書類の写しを添付すること。

誓 約 書

私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになつても、異議は一切申し立てません。

1. 私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は次のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
- (3) 本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (6) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (8) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (9) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (10) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められる者
- (11) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (12) 法第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2. 1 の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住所

氏名

（法人・組合にあっては、名称及び代表者氏名）

様式第三号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書

正

<p>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、次のとおり宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>徳島県知事 殿</p> <p>申請者 住所 氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p>		※手数料欄		
証明事項	工事主住所及び氏名			
	土地の所在地及び地番			
	土地の面積	平方メートル		
	許可年月日及び番号	年 月 日	第	号
	工事検査済証の 年月日及び番号	年 月 日	第	号
建築計画の概要	用途		敷地面積	平方メートル
	工事の種別		建築面積	平方メートル
その他必要な事項				
総合県民局 ※ 東部県土整備局	受付	※証明	※備考	
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号			

備考

- ※印のある欄は、記載しないこと。
- 次に掲げる図書を添付すること。

予定建築物の配置図、各階平面図、立面図、その他知事が必要と認める書類

様式第三号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書

副

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、次のとおり宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証明します。

証明番号 第 号
証明年月日 年 月 日

徳島県知事

印

証 明 事 項	工事主住所及び氏名			
	土地の所在地及び地番			
	土地の面積	平方メートル		
	許可年月日及び番号	年	月	日 第 号
	工事検査済証の 年月日及び番号	年	月	日 第 号
建築計画の概要	用途		敷地面積	平方メートル
	工事の種別		建築面積	平方メートル
その他必要な事項				

様式第四号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書

正

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第2条第2号に規定する宅地造成及び法第2条第3号に規定する特定盛土等に関する工事でないことを証する書面の交付を申請します。

※手数料欄

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

工事主住所及び氏名			
土地の所在地及び地番			
土地の面積	平方メートル		
盛土又は切土する土地の面積	平方メートル		
崖の高さ	(最も高い部分) メートル		
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
建築計画の概要	用 途		敷地面積 平方メートル
	工事の種別		建築面積 平方メートル
その他必要な事項			
総合県民局 ※ 受付 東部県土整備局	※証 明	※備 考	
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号		

備考

- ※印のある欄は、記載しないこと。
- 次に掲げる図書を添付すること。
位置図、地形図、造成計画平面図、造成計画断面図、土地の求積図、盛土・切土の求積図、予定建築物の配置図、各階平面図、立面図、その他知事が必要と認める書類

宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明書

副

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する宅地造成及び法第 2 条第 3 号に規定する特定盛土等に関する工事でないことを証明します。

証明番号 第 号
証明年月日 年 月 日

徳島県知事

印

工事主住所及び氏名			
土地の所在地及び地番			
土地の面積	平方メートル		
盛土又は切土する土地の面積	平方メートル		
崖の高さ	(最も高い部分) メートル		
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
建築計画の概要	用 途	敷地面積	平方メートル
	工事の種別	建築面積	平方メートル
その他必要な事項			

様式第五号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 す。		第 15 条第 1 項 第 34 条第 1 項		の規定により、協議を申し出ま	
年 月 日					
徳島県知事 殿					
協議者 住所 氏名					
〔 法人にあっては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕					
1 工事主住所及び氏名					
2 設計者住所及び氏名					
3 工事施行者住所及び氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度 : 度 分 秒、 経度 : 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	切 土	立方メートル		
		盛 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

～排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
			センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				

備考

- 1 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 8 不要の文字は抹消すること。

様式第六号

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第15条第1項} \\ \text{第34条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、協議を申し出ます。

年 月 日

徳島県知事 殿

協議者 住所
氏名

$\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあっては、主たる事業所の} \\ \text{所在地、名称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$

1 工事主住所及び氏名				
2 設計者住所及び氏名				
3 工事施行者住所及び氏名				
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)			
5 土地の面積	平方メートル			
6 工事の目的				
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		メートル		

リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
ヌ 工事中の危害防止のための措置	
ル その他の措置	
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
カ 工程の概要	
8 そ の 他 必 要 な 事 項	

備考

- 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 7 欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 不要の文字は、抹消すること。

様式第七号

協議同意通知書

年 月 日

殿

徳島県知事 印

宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第1項（第16条第3項において準用する場合
第34条第1項（第35条第3項において準用する場合

を含む。) } の規定により、下記の条件を付して協議に同意しましたので通知します。
を含む。) }

1 工事をする土地の所在地及び地番	
2 工事主住所及び氏名	
3 協議同意番号	第 号
4 協議同意対象行為	協議・変更協議 宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 協議同意期間	(自) 年 月 日
	(至) 年 月 日
6 条件	

備考

- 1 4欄は、該当する内容に○印を付すこと。（複数選択可）
- 2 不要の文字は、抹消すること。

樣式第八号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法		第 16 条第 3 項		の規定により、協議を申し出ます。	
年 月 日					
徳島県知事 殿		協議者 住所 氏名			
				法人にあっては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名	
1 工事主住所及び氏名					
2 設計者住所及び氏名					
3 工事施行者住所及び氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度 : 度 分 秒、 経度 : 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	切 土	立方メートル		
		盛 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
			メートル	メートル	

～ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
			センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工事着手予定年月 日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月 日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
12 変 更 理 由				
13 許 可 番 号	第 号			

備考

- 1 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 8 不要の文字は、抹消すること。

様式第九号

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第16条第3項} \\ \text{第35条第3項} \end{array} \right\}$ の規定により、協議を申し出ます。

年 月 日

徳島県知事 殿

協議者 住所
氏名

$\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあっては、主たる事業所の} \\ \text{所在地、名称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$

1 工事主住所及び氏名				
2 設計者住所及び氏名				
3 工事施行者住所及び氏名				
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)	度	分	秒
5 土地の面積	平方メートル			
6 工事の目的				
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅 メートル	
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置				

リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
ヌ 工事中の危害防止のための措置	
ル その他の措置	
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
カ 工程の概要	
8 そ の 他 必 要 な 事 項	
9 変 更 の 理 由	
10 許 可 番 号	第 号

備考

- 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7 欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 6 不要の文字は、抹消すること。

様式第十号

第 年 月 号
号 日

殿

徳島県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第4項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり工事の許可をしたので通知します。

工事の許可年月日及び 許可番号	許可年月日： 許可番号：
宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置	
工事施行者の氏名又は名称	別紙
工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	<ul style="list-style-type: none">・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 (様式第二)・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書 (様式第七)・土石の堆積に関する工事の許可申請書(様式第四)・土石の堆積に関する工事の変更許可申請書(様式第八) (以下「申請書」という。)のとおり
盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ	
盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積	
盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量	

添付書類：申請書の写し

備 考：不要の文字は抹消すること。

様式第十一号

第 号
年 月
日 日

殿

徳島県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第4項（第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり工事の許可をしたので通知します。

工事の許可年月日及び 許可番号	許可年月日： 許可番号：
宅地造成等に関する工事が施 行される土地の位置	
工事施行者の氏名又は名称	別紙 ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 (様式第二) ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書 (様式第七) ・土石の堆積に関する工事の許可申請書(様式第四) ・土石の堆積に関する工事の変更許可申請書(様式第八) (以下「申請書」という。)のとおり
工事の着手予定年月日及び工 事の完了予定年月日	
盛土若しくは切土の高さ又は 土石の堆積の最大堆積高さ	
盛土若しくは切土をする又は 土石の堆積を行う土地の面積	
盛土若しくは切土の土量又は 土石の堆積の最大堆積土量	

添付書類：申請書の写し

備 考：不要の文字は抹消すること。

様式第十二号

第 年 月 号
号 日

殿

徳島県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第2項の規定により、次のとおり工事の届出を受理したので通知します。

宅地造成等に関する工事が 施行される土地の位置	別紙 • 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 (様式第十五) • 土石の堆積に関する工事の届出書 (様式第十六) (以下「届出書」という。) のとおり
工事の届出年月日	
工事施行者の氏名又は名称	
工事の着手年月日及び 工事の完了予定年月日	
盛土若しくは切土の高さ又は 土石の堆積の最大堆積高さ	
盛土若しくは切土をする又は 土石の堆積を行う土地の面積	
盛土若しくは切土の土量又は 土石の堆積の最大堆積土量	

添付書類：届出書の写し

備 考：不要の文字は抹消すること。

様式第十三号

第 号
年 月 日

殿

徳島県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法第40条第2項の規定により、次のとおり工事の届出を受理したので通知します。

宅地造成等に関する工事が 施行される土地の位置	別紙 ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 (様式第十五) ・土石の堆積に関する工事の届出書(様式第十六) (以下「届出書」という。)のとおり
工事の届出年月日	
工事施行者の氏名又は名称	
工事の着手年月日及び 工事の完了予定年月日	
盛土若しくは切土の高さ又は 土石の堆積の最大堆積高さ	
盛土若しくは切土をする又は 土石の堆積を行う土地の面積	
盛土若しくは切土の土量又は 土石の堆積の最大堆積土量	

添付書類：届出書の写し

備 考：不要の文字は抹消すること。

様式第十四号

第 号
年 月
日 日

殿

徳島県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第2項（第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり工事の届出を受理したので通知します。

宅地造成等に関する工事が 施行される土地の位置	別紙 ・特定盛土等に関する工事の届出書（様式第十九） ・土石の堆積に関する工事の届出書（様式第二十） (以下「届出書」という。) のとおり
工事の届出年月日	
工事施行者の氏名又は名称	
工事の着手年月日及び 工事の完了予定年月日	
盛土若しくは切土の高さ又は 土石の堆積の最大堆積高さ	
盛土若しくは切土をする又は 土石の堆積を行う土地の面積	
盛土若しくは切土の土量又は 土石の堆積の最大堆積土量	

添付書類：届出書の写し

備 考：不要の文字は抹消すること。

委任状

私儀 住所 を代理
氏名

人と定め下記に関する権限を委任致します。

記

委任事項

宅地造成及び特定盛土等規制法

の許可申請及び届出。

年 月 日

住 所

氏 名

印